



鹿児島県

商工労働水産部 エネルギー対策課

事業者及び離島にお住まいの個人の皆様

R8年6月版

脱炭素に係る経費の一部を助成します



©鹿児島県ぐりぶー

補助金のご案内

- 電気自動車等の充電設備(急速充電設備・普通充電設備等・V2H)
- 自家消費型太陽光発電設備・蓄電池
- 省エネルギー設備等
- 離島における電気自動車等



A事業 電気自動車等の充電設備整備事業

A事業は国等の補助金との併用も可能

国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の普及促進に向けて充電設備の導入を促進することを目的として、県内の事業者の方等が行う充電設備等の導入に対して、経費の一部を助成します。

【補助対象】

急速充電設備、普通充電設備等、V2H充放電設備 設置費用(機器本体及び工事費用)の一部

B事業 GX推進再エネ(自立・分散型エネルギー設備)導入支援事業

中小企業のGXの実現に向けて、再生可能エネルギーの導入促進を図るため、自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の導入に対して経費の一部を助成します。

【補助対象】

自家消費型太陽光発電設備、蓄電池(太陽光発電設備の設置と同時のみ)設置費用の一部

C事業 省エネ設備等導入支援事業

中小企業の省エネルギー対策を推進するため、省エネルギーに資する設備等の導入に対して経費の一部を助成します。

【補助対象】

高効率照明、高効率空調機、高効率給湯器、高機能換気設備、コージェネレーションシステムの設置費用の一部

D事業 離島における電気自動車等購入支援事業

事業者及び個人が対象

国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、県内の離島において、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車を購入する経費の一部を助成します。

【補助対象】

電気自動車(EV)又はプラグインハイブリッド自動車(PHEV)であって、乗車定員が2人以上の新車

応募締め切り

令和8年11月27日(金) (D事業は令和9年1月15日(金))

※先着順 予算がなくなり次第終了します。

応募要件や申請方法などは、WEBをご覧ください
<https://www.kagoshima-env.or.jp/kccca/>



交付窓口(お問い合わせ、書類等の発送などは下記まで)

一般財団法人 鹿児島県環境技術協会 鹿児島県地球温暖化防止活動推進センター

〒891-0132 鹿児島市七ツ島一丁目1番地5 TEL099-202-0128

E-mail hojyo@kagoshima-env.or.jp

【受付時間】月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:00(12:00～13:00を除く)



※このチラシの使用後は、紙のリサイクルへ

A～D事業については令和9年1月15日(金)までに事業完了後の実績報告を提出することが必要です。

●A事業:電気自動車等の充電設備整備事業【事業者を対象】

補助対象経費		国補助 注1	補助率	
			設備購入費	設備工事費(付帯設備工事費その他に係る費用を含む)
高速道路SA・PA及び公道上等への充電設備設置費用	急速充電設備 注2	あり	4分の1以内 注3	補助対象外
		なし	2分の1以内	2分の1以内
商業施設、宿泊施設、給油所、道の駅等への充電設備設置費用 マンション等への充電設備設置費用 事務所・工場等への充電設備設置費用 月極駐車場への充電設備設置費用	急速充電設備 注2	あり	4分の1以内 注3 注4	補助対象外
		なし	2分の1以内 注4	2分の1以内 注4
	普通充電設備等	あり	4分の1以内	補助対象外
		なし	2分の1以内	2分の1以内

調整中
V2Hの要件等についての詳細が決まり次第、ホームページに掲載します。

- 注1 「国補助」とは、経済産業省が交付するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電設備等導入促進補助金のことです。
 注2 定格出力50kW以上の急速充電設備を対象とします。
 注3 「国補助」の定額(1分の1以内)のものは対象外です。
 注4 従業員駐車場、社有車駐車場に限っては定格出力10kW以上も対象とします。

●B事業:GX推進再エネ(自立・分散型エネルギー設備)導入支援事業【中小企業者等を対象】

補助対象設備	補助対象経費	補助率(上限)	
自家消費型太陽光発電設備	工事費 設備費 業務費	5万円/kW 注5 (上限 100kW)	
蓄電池 (上記の太陽光発電設備と同時設置の場合に限る)		蓄電池の価格(円/kWh)の1/3 注6 上限 20kWh未満の電池:5.1万円/kWh 上限 20kWh以上の電池:6.3万円/kWh ただし、87万円を超えた場合は、 87万円を交付額とする。	

ただし、事業全体の費用効率性(補助対象経費を処分制限期間中の累計CO2削減量で除した値)が25万円/t-CO2を超える部分については、個別の交付対象事業の交付率等によらず補助対象経費から除外

- 注5 太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力の低い方の値(小数点以下切り捨て)に乗じて算出します。
 注6 蓄電池容量(定格容量)(小数点以下切り捨て)を用いて算出します。

●C事業:省エネ設備導入支援事業【中小企業者等を対象】

補助対象経費	区分	補助率	補助上限額
省エネ設備等の購入及び設置工事に要する経費、その他協会が特に必要と認める経費注7	環境マネジメントシステムの認証・登録を受けている事業所	2分の1以内	300万円
	上記以外の事業所	2分の1以内	200万円

ただし、事業全体の費用効率性(補助対象経費を処分制限期間中の累計CO2削減量で除した値)が25万円/t-CO2を超える部分については、個別の交付対象事業の交付率等によらず補助対象経費から除外

- 注7 省エネ診断等に要する経費に関しては補助対象外です。

●D事業:離島における電気自動車等購入支援事業【離島における事業者及び個人を対象】

補助対象となる車両	補助の対象となる人	補助金額
・電気自動車(EV)又はプラグインハイブリッド自動車(PHEV)であって、乗車定員2人以上の新車 ・車両の新規登録(新規検査届出日)が令和8年1月16日以降のもの	県内の離島注8に住所を有する個人及び事務所又は営業所を有する法人 上記の個人又は法人に4年以上のリースを行うリース事業者	20万円/台 個人は1台、法人は2台まで

- 注8 離島とは離島振興法第2条第1項の地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条の区域を指します。

各事業は上記以外の要件があります。詳細は表面記載のWEBから「交付要綱」「補助金申請の手引き」ダウンロードしてご確認ください。